



愛媛県報

発行 愛媛県

平成25年 2月15日金曜日 第2445号外 1

◇ 目 次 ◇
告 示

予算要領の公表..... (財政課) 1

告 示

○愛媛県告示第132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、平成25年2月愛媛県議会臨時会において議決された予算の要領を次のとおり公表する。

平成25年 2月15日

愛媛県知事 中 村 時 広

平成24年度愛媛県一般会計補正予算（第7号）

歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
5 地方交付税		千円 169,810,515	千円 496,787	千円 170,307,302
	1 地方交付税	169,810,515	496,787	170,307,302
7 分担金及び負担金		4,106,655	387,533	4,494,188
	1 分担金	69,511	17,700	87,211
	2 負担金	4,037,144	369,833	4,406,977
9 国庫支出金		73,851,203	13,667,711	87,518,914
	1 国庫負担金	43,714,261	3,926,440	47,640,701
	2 国庫補助金	27,883,325	9,741,271	37,624,596
11 寄附金		98,175	13,320	111,495
	1 寄附金	98,175	13,320	111,495
12 繰入金		26,148,293	3,077,436	29,225,729
	2 基金繰入金	25,843,297	3,077,436	28,920,733
14 諸収入		79,189,830	418,000	79,607,830
	5 受託事業収入	2,260,300	418,000	2,678,300
15 県債		91,477,000	8,672,000	100,149,000
	1 県債	91,477,000	8,672,000	100,149,000

歳 入 合 計		622,631,899	26,732,787	649,364,686
歳 出				
款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		千円 66,515,964	千円 1,891,875	千円 68,407,839
	2 環境生活費	6,053,222	1,891,875	7,945,097
6 農林水産業費		36,593,838	4,713,117	41,306,955
	1 農業費	7,679,471	5,879	7,685,350
	3 農地費	9,059,596	1,897,453	10,957,049
	4 林業費	10,700,578	2,100,500	12,801,078
	5 水産業費	7,493,774	709,285	8,203,059
8 土木費		67,091,849	20,023,608	87,115,457
	1 土木管理費	6,823,896	415	6,824,311
	2 道路橋りょう費	31,594,490	10,479,640	42,074,130
	3 河川海岸費	13,755,480	5,630,134	19,385,614
	4 港湾費	4,808,344	1,133,212	5,941,556
	5 都市計画費	8,917,491	2,178,100	11,095,591
	6 住宅費	1,192,148	602,107	1,794,255
9 警察費		31,743,600	16,312	31,759,912
	2 警察活動費	2,574,443	16,312	2,590,755
10 教育費		137,415,692	87,875	137,503,567
	4 高等学校費	30,649,663	87,875	30,737,538
歳 出 合 計		622,631,899	26,732,787	649,364,686

繰越明許費補正

款	項	事業名	補正前の額	補正後の額
2 総務費	2 環境生活費	原子力発電施設周辺地域防災強化対策費	千円	千円 1,891,875
		経営体育成支援事業費		5,879
6 農林水産業費	3 農地費	土地改良費	3,864,196	4,783,783
		農地防災事業費	2,101,453	3,079,319

	4 林 業 費	造 林 費	1,032,133	1,394,132
		林 道 費	1,178,777	1,607,077
		治 山 費	3,433,406	4,743,607
	5 水 産 業 費	水 産 業 振 興 費	380,366	668,316
		漁 港 建 設 費	1,900,673	2,322,008
8 土 木 費	1 土 木 管 理 費	建 築 物 安 全 安 心 普 及 促 進 事 業 費		415
	2 道 路 橋 り よ う 費	道 路 橋 り よ う 新 設 改 良 費	13,794,033	23,006,767
	3 河 川 海 岸 費	河 川 改 良 費	1,602,927	4,213,448
		海 岸 保 全 費	618,936	992,619
		砂 防 費	4,407,877	6,522,087
	4 港 湾 費	港 湾 建 設 費	2,427,657	3,487,789
	5 都 市 計 画 費	街 路 事 業 費	4,645,681	4,871,297
		公 園 費	2,043,591	3,950,410
	6 住 宅 費	県 営 住 宅 管 理 費		165,586
住 宅 建 設 費		506,735	943,256	
9 警 察 費	2 警 察 活 動 費	交 通 安 全 施 設 等 防 災 機 能 強 化 費		16,312
10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	理 科 教 育 等 設 備 充 実 費		27,500
		産 業 教 育 設 備 充 実 費		60,375

債務負担行為補正

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
県 内 遺 跡 発 掘 調 査			平成24年度から 平成25年度まで	千円 346,605

地方債補正

起 債 の 目 的	限 度 額			起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法 等
	補正前の額	補 正 額	計			
港 湾 事 業	千円 1,275,000	千円 150,000	千円 1,425,000	(1) 借入先 政府その他	年6.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合において利率の見直し後の利率)	(1) 償還方法 元利均等償還等 (2) 償還期限 平成54年度まで30年以内 (3) 据置期間 平成29年度まで5年以内 (4) 繰上償還等
河 川 事 業	4,140,000	1,737,000	5,877,000	(2) 借入方法 普通貸借又は債券発行		
海 岸 事 業	740,000	166,000	906,000	(3) 借入時期等		
農 業 農 村 事 業	1,059,000	232,000	1,291,000	平成24年度事業又は財政及び融資機関の都合によ		

災 害 関 連 事 業	3,387,000	1,313,000	4,700,000
空 港 事 業	53,000	25,000	78,000
造 林 事 業	246,000	101,000	347,000
治 山 事 業	1,237,000	458,000	1,695,000
林 道 事 業	260,000	111,000	371,000
水 産 基 盤 事 業	213,000	101,000	314,000
都 市 計 画 事 業	875,000	819,000	1,694,000
砂 防 事 業	101,000	47,000	148,000
道 路 事 業	17,731,000	3,180,000	20,911,000
公 営 住 宅 建 設 事 業	209,000	225,000	434,000
高 等 学 校 整 備 事 業	1,502,000		1,502,000
織 維 産 業 技 術 セ ン タ ー 整 備 事 業	426,000		426,000
ブ ラ ン ド 牛 造 成 施 設 整 備 事 業	276,000		276,000
交 通 安 全 施 設 整 備 事 業	169,000	7,000	176,000
今 治 警 察 署 庁 舎 等 整 備 事 業	158,000		158,000
独 立 行 政 法 人 日 本 高 速 道 路 保 有 ・ 債 務 返 済 機 構 出 資 金	3,017,000		3,017,000
石 綿 健 康 被 害 救 済 基 金 拠 出 金	17,000		17,000
自 然 災 害 防 止 事 業	338,000		338,000
第 一 別 館 耐 震 改 修 事 業	59,000		59,000
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業	7,000		7,000
障 害 福 祉 施 設 整 備 事 業	12,000		12,000
災 害 土 木 復 旧 事 業	2,394,000		2,394,000
臨 時 財 政 対 策 債	46,076,000		46,076,000
退 職 手 当 債	5,500,000		5,500,000
計	91,477,000	8,672,000	100,149,000

り、翌年度以降に繰り越して借入れすることができる。また、知事において必要があるときは、適宜償還年限を定め起債前貸を受け、一時この県債に代えることができる。この場合における県債の借入時期は、起債前貸の償還終期までこれを延長する。

財政の都合により繰上償還、償還年限の短縮又は低利債に借り換えることができる。

(5) 償還財源
一般財源又は特定財源

(6) その他
政府その他より借り入れる場合においてその融通条件が異なるときは、その融通条件による。